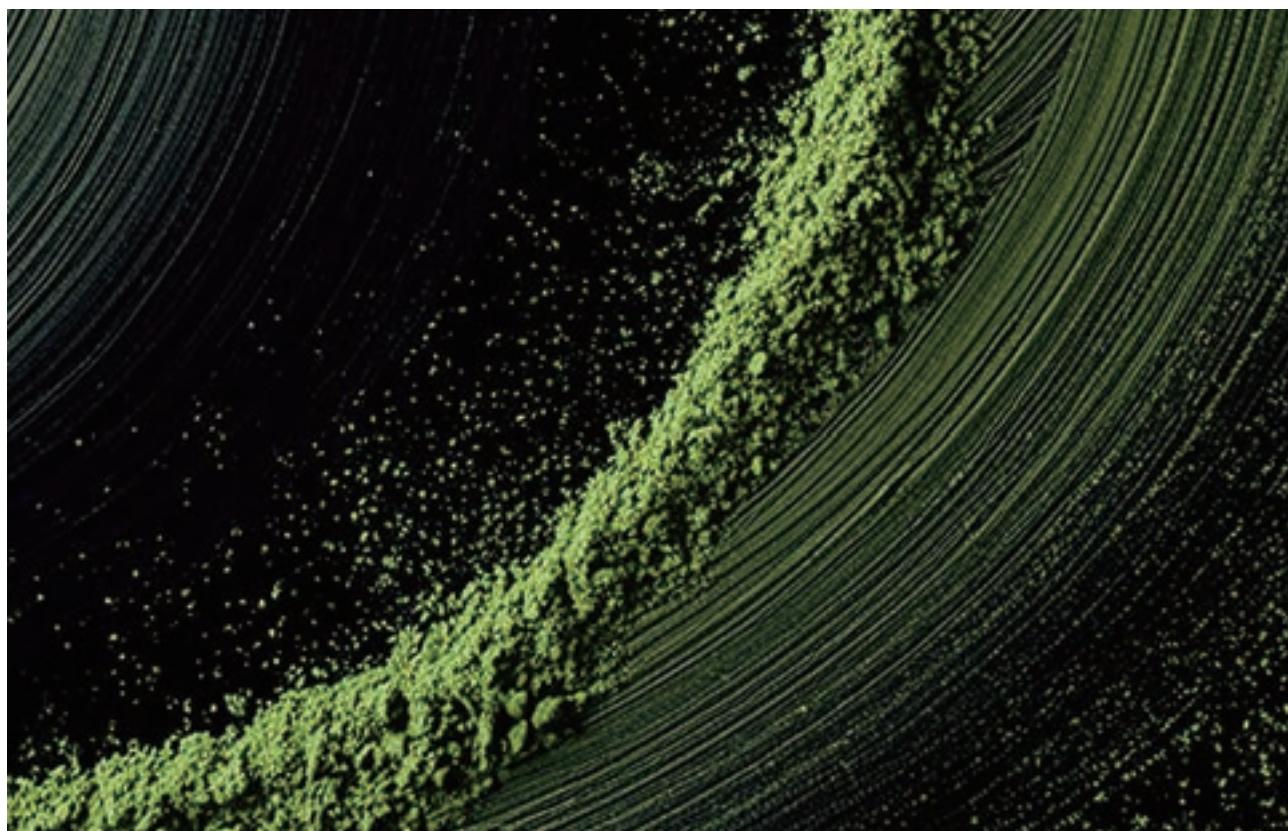


使用開始日：2025年10月9日

好利回り円債・短期戦略ファンド

(年4回決算型)／(年1回決算型)

追加型投信／内外／債券



委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号

<委託会社の照会先>



ホームページ
www.manulifeim.co.jp/



電話番号（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
03-6267-1901

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

● 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

● ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

● 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

投資信託説明書 (交付目論見書)

好利回り円債・
短期戦略ファンド
(年4回決算型) /
(年1回決算型)

目次

ファンドの
目的・特色
P.2

投資リスク
P.6

運用実績
P.11

手続・手数料等
P.12

委託会社の概要

委託会社名	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
設立年月日	2004年4月8日
資本金	1億4,050万円 (2025年7月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6,175億円 (2025年7月末現在)

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型	内外	債券

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券(債券 その他債券))	年4回 年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月8日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。
当該届出の効力発生の有無は、委託会社のホームページでご確認下さい。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。

みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

ファンドの目的

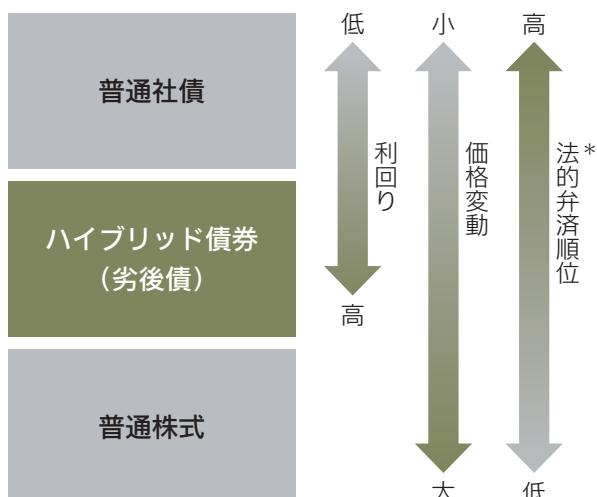
インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券に投資します。

- 好利回り円債・短期戦略マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建債券に投資する場合があります。

○ ハイブリッド債券とは？



● 債券(負債)と株式(資本)の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。

● 発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。

● 普通社債と比べても債務の弁済順位が劣るため、通常は同じ発行体が発行する普通社債と比べて格付けが低くなる一方で、利回りは相対的に高くなります。

*法的弁済順位とは、発行体が倒産等になった場合、債権者に対して残余財産を弁済する順位です。

※上記はハイブリッド債券の特性等を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

※上記は当社が説明のために作成したイメージ図です。

※ファンド名の「好利回り」は、ハイブリッド債券が持つ特性等により、一般的な社債などと比較して、魅力的な利回りを提供できる可能性を示唆するものです。ただし、特定の利回りを保証するものではありません。

2 ポートフォリオのデュレーションは原則2.5年以内とします。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色（つづき）

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。



債券格付けについて

高	低	R&I	JCR
投資適格格付け		AAA	AAA
		AA	AA
		A	A
		BBB	BBB
投機的格付け		BB	BB
		B	B
		CCC	CCC
		CC	CC
		—	C
		D	D

当ファンドの投資対象

※ハイブリッド債券固有のリスクについては、P.6~8をご参照下さい。

※債券の格付けとは債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、信用格付会社が各債券の格付けを行っています。

※格付けの符号については一部省略して表示しています。

※左記の「債券格付け」は一般的な格付けと利回りの関係を示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

4 決算頻度が異なる「年4回決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

年4回決算型

毎年2、5、8、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

※初回決算日は2026年2月16日とします。

※収益の分配は第2期決算日（2026年5月15日）から行う予定です。

年1回決算型

毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

※初回決算日は2026年11月16日とします。

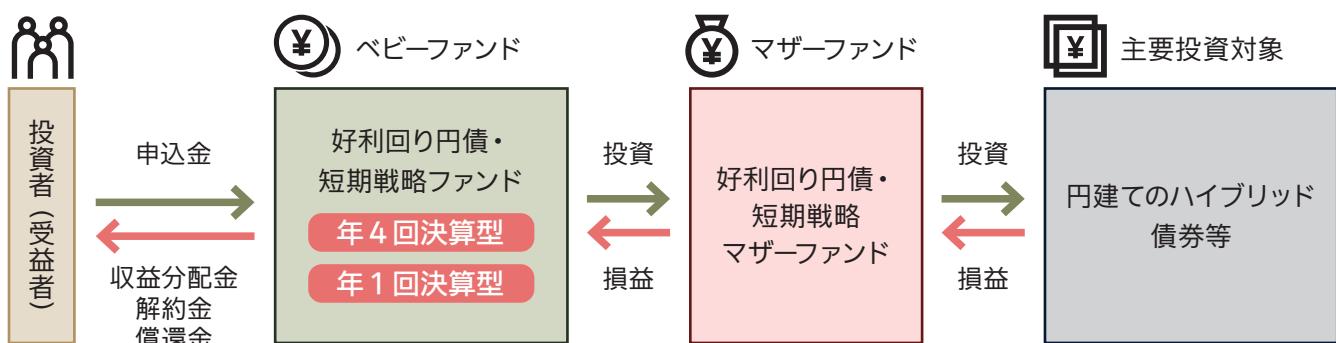
将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 好利回り円債・短期戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニュライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2025年3月末現在)にのぼります。
- 当社独自の分析と徹底した調査活動を通じて、期待リターンの高い銘柄に投資を行います。

投資ユニバース

組入銘柄の決定

ポートフォリオ構築

- 円建債券の中から発行残高が大きく、投資魅力度の高い銘柄を中心に投資ユニバースを決定

- 投資ユニバースの各銘柄に対してクレジット・アナリストが4段階のレーティングを付与
- 上位レーティングの銘柄を中心に組入銘柄を決定

- 投資機会および銘柄分散を考慮してポートフォリオを構築

委託会社の概要

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払わると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因



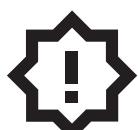
金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



ハイブリッド債券固有のリスク

一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 弁済の劣後

一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

■ 繰上償還の延期

一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還(コール)条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

主な変動要因（つづき）

ハイブリッド債券固有のリスク（つづき）

■ 利息の繰延べまたは停止

ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

■ 元本削減または株式転換

一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

※ハイブリッド債券固有のリスクについて、詳しくはP.8をご参照下さい。



特定業種への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。



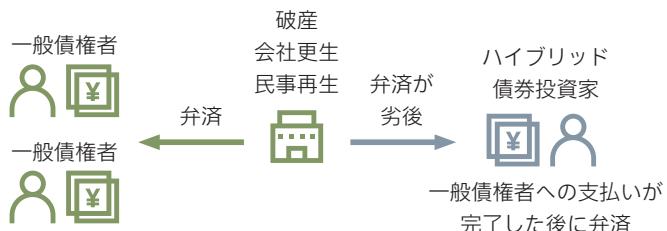
流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

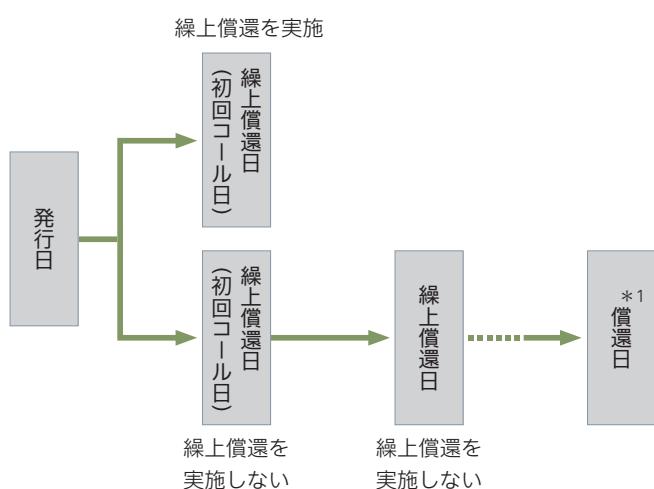
(ご参考) ハイブリッド債券固有のリスクについて

① 弁済の劣後



ハイブリッド債券は発行体が法的整理や破綻処理等に至った場合に、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣後します。

② 繰上償還の延期（コール・スキップ）



ハイブリッド債券には、定められた期日に繰上償還(コール)する条項が付されているものがあります。ただし発行体は、その裁量により繰上償還を見送ること(コール・スキップ)が出来ます。

一般的にハイブリッド債券は繰上償還を前提に価格形成がされているため、発行体が繰上償還を見送った場合、債券価格が大きく下落することがあります。

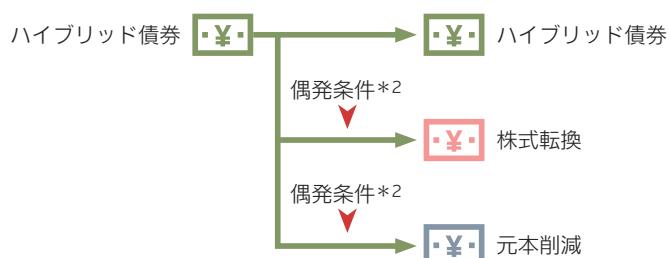
*1一部、無期限の場合もあります。

③ 利息の繰延べまたは停止



ハイブリッド債券には、発行体の裁量により利息の支払いが繰り延べられたり、停止される可能性があります。

④ 元本削減または株式転換



一部のハイブリッド債券には、一定の偶發条件^{*2}が発生した場合、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。

それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

*2「偶發条件」に該当する事象としては、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合などがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

- 委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う「投資信託パフォーマンス・レビュー」と、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行う「リスク管理委員会」の2つの検証機能を有しております。また、外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。
- 委託会社は、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

P.10の代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指標	公表元
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities Inc.

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指標を採用しております。

(注2) 各指標に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指標を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

(参考情報)

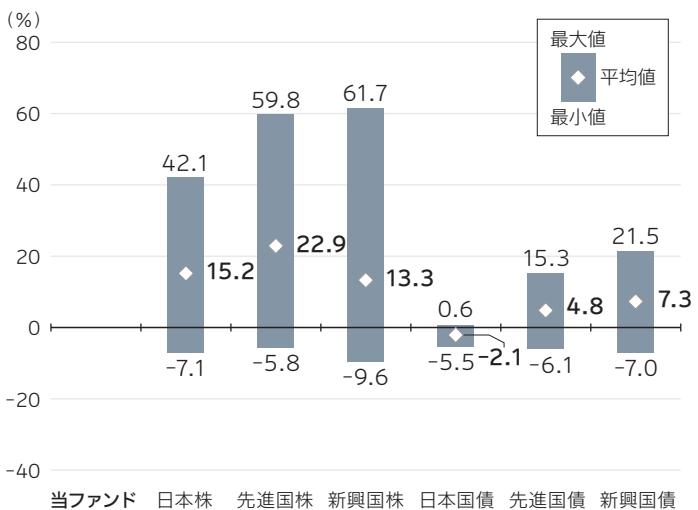
■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

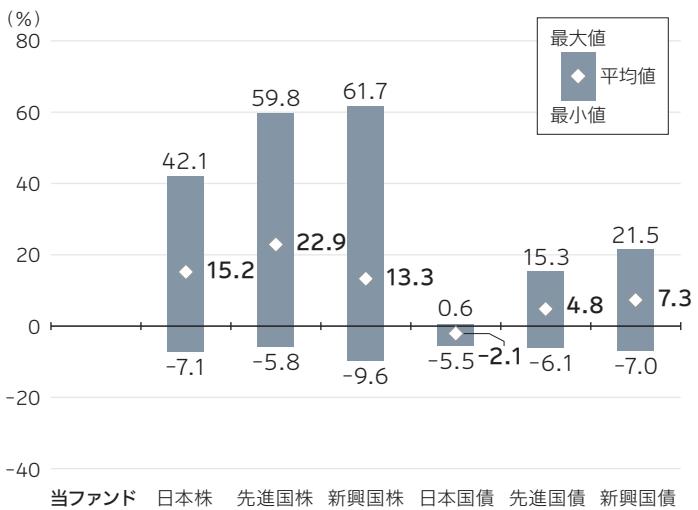
■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

年4回決算型 (2020年8月から2025年7月まで)



年1回決算型 (2020年8月から2025年7月まで)



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは、設定日が2025年10月31日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにベンチマークはありません。

当ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

〔E〕お申込みメモ

購入単位

販売会社が定める単位とします。
(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)

購入価額

当初申込期間:1口当たり1円とします。
継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

購入代金

販売会社が定める日までにお支払い下さい。

換金単位

販売会社が定める単位とします。
(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込締切時間

原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものと当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認下さい。

購入の申込期間

当初申込期間:
2025年10月24日から2025年10月30日まで

継続申込期間:
2025年10月31日から2027年2月15日まで

※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。

信託期間

原則として、無期限です。(2025年10月31日設定)

繰上償還

各ファンドにつき信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。

決算日

年4回決算型

毎年2、5、8、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)とします。

※初回決算日は2026年2月16日とします。

※収益の分配は第2期決算日(2026年5月15日)から行う予定です。

年1回決算型

毎年11月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。

※初回決算日は2026年11月16日とします。

〔三〕お申込みメモ（つづき）

■ 収益分配

毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。
(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

■ 信託金の限度額

年4回決算型および年1回決算型の合計で1兆円とします。

■ 公告

電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
www.manulifeim.co.jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

■ 運用報告書

年4回決算型

毎年5月、11月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

年1回決算型

毎年11月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

■ 課税関係

課税上は株式投資信託として取扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

〔一〕ファンドの費用

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

■ 投資者が直接的に負担する費用

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、
0.55%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 信託財産留保額

ありません。

④ ファンドの費用 (つづき)

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日のファンドの純資産総額に年率0.462%（税抜
0.42%）を乗じて得た額とします。

運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社（ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価）	年率0.20%
--	---------

販売会社（運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価）	年率0.20%
---	---------

受託会社（運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価）	年率0.02%
--------------------------------	---------

ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、日々の基準価額に反映され、「年4回決算型」は毎計算期末または信託終了のとき、「年1回決算型」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

その他の費用・手数料

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.2%（税込）を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。

- 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。
- 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。

組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。

- 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。
- 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。

これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。